【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【 発 行 日 】 平 成 25 年 11 月 28 日 (2013.11.28)

【公開番号】特開2012-81096(P2012-81096A)

【公開日】平成24年4月26日(2012.4.26)

【 年 通 号 数 】 公 開 · 登 録 公 報 2012 - 017

【出願番号】特願2010-230245(P2010-230245)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

[F I]

A 6 3 F 5/04 5 1 6 F

A 6 3 F 5/04 5 1 2 D

A 6 3 F 5/04 5 1 4 G

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月11日(2013.10.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数種の絵柄を循環表示させる複数の循環表示手段と、

前記絵柄の循環表示を開始させるべく操作される開始操作手段と、

役の抽選を行う抽選手段と、

前記絵柄の循環表示を個別に停止させるべく操作される複数の停止操作手段と、

前記役の抽選に当選した当選役と対応する当選絵柄が有効位置に所定の組合せを形成して停止したことに基づいて、入賞成立として遊技者に特典を付与する特典付与手段とを備えた遊技機において、

前記役の抽選結果が所定結果である場合、前記各停止操作手段に第1所定操作がなされれば前記有効位置に第1所定停止出目を停止させるべく前記各循環表示手段を停止制御し、前記各停止操作手段に第2所定操作がなされれば前記有効位置に第2所定停止出目を停止させるべく前記各循環表示手段を停止制御し、前記各停止操作手段に前記第1所定操作及び前記第2所定操作以外の操作がなされれば前記有効位置に第3所定停止出目を停止させるべく前記各循環表示手段を停止制御する停止制御手段と、

前記役の抽選結果が前記所定結果であることに基づいて、前記第1所定操作と対応する第1報知を実行する第1報知実行手段と、

前記役の抽選結果が前記所定結果であることに基づいて、前記第1所定操作がなされたか否かを判定する操作判定手段と、

前記第1報知実行手段が前記第1報知を実行するとともに、前記操作判定手段が前記第1所定操作がなされなかったと判定したことに基づいて、前記第2所定操作と対応する第2報知を実行する第2報知実行手段と、

前記第3所定停止出目が前記有効位置に停止したことに基づいて、前記第1所定停止出目及び前記第2所定停止出目が前記有効位置に停止した場合よりも遊技者に不利な不利特典を付与する不利特典付与手段と

を備え、

前記第1所定操作とは、前記各停止操作手段のうち少なくとも1つを予め定めた操作順序で操作することであり、前記第2所定操作とは、前記各停止操作手段のうち少なくとも

<u>1つを前記第1所定操作と異なる予め定めた操作順序で操作することである</u>ことを特徴と する遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

[0008]

請求項1に記載の発明では、複数種の絵柄を循環表示させる複数の循環表示手段と、前 記 絵 柄の循環表示を開始させるべく操作される開始操作手段と、役の抽選を行う抽選手段 と、前記絵柄の循環表示を個別に停止させるべく操作される複数の停止操作手段と、前記 役 の 抽 選 に 当 選 し た 当 選 役 と 対 応 す る 当 選 絵 柄 が 有 効 位 置 に 所 定 の 組 合 せ を 形 成 し て 停 止 したことに基づいて、入賞成立として遊技者に特典を付与する特典付与手段とを備えた遊 技機において、前記役の抽選結果が所定結果である場合、前記各停止操作手段に第1所定 操作がなされれば前記有効位置に第1所定停止出目を停止させるべく前記各循環表示手段 を停止制御し、前記各停止操作手段に第2所定操作がなされれば前記有効位置に第2所定 停止出目を停止させるべく前記各循環表示手段を停止制御し、前記各停止操作手段に前記 第1所定操作及び前記第2所定操作以外の操作がなされれば前記有効位置に第3所定停止 出目を停止させるべく前記各循環表示手段を停止制御する停止制御手段と、前記役の抽選 結果が前記所定結果であることに基づいて、前記第1所定操作と対応する第1報知を実行 する第1報知実行手段と、前記役の抽選結果が前記所定結果であることに基づいて、前記 第 1 所 定 操 作 が な さ れ た か 否 か を 判 定 す る 操 作 判 定 手 段 と 、 前 記 第 1 報 知 実 行 手 段 が 前 記 第1報知を実行するとともに、前記操作判定手段が前記第1所定操作がなされなかったと 判定したことに基づいて、前記第2所定操作と対応する第2報知を実行する第2報知実行 手段と、前記第3所定停止出目が前記有効位置に停止したことに基づいて、前記第1所定 停 止 出 目 及 び 前 記 第 2 所 定 停 止 出 目 が 前 記 有 効 位 置 に 停 止 し た 場 合 よ り も 遊 技 者 に 不 利 な 不利特典を付与する不利特典付与手段とを備え、前記第1所定操作とは、前記各停止操作 手段のうち少なくとも1つを予め定めた操作順序で操作することであり、前記第2所定操 作とは、前記各停止操作手段のうち少なくとも1つを前記第1所定操作と異なる予め定め た操作順序で操作することであることを特徴とする。